第 1040 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 3月31日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤賞与引当金の廃止と経過措置

Ｑ：賞与引当金が廃止されるそうですが、経過措置はあるのでしょうか。

Ａ：平成１０年度から１４年度までの間は経過措置があります。

【解説】

従来は、法人が翌期に支給する賞与に充てるため、暦年基準の方法又は支給対象期間基準の方法により計算した金額以下の金額を引当金勘定に繰り入れたときは、その繰入額の損金算入を認めることとされていましたが、平成１０年度の改正により、この賞与引当金が廃止されることになりました。この改正は平成１０年４月１日以後開始する事業年度から適用されます。

ただし、平成１０年度から１４年度までの間は現行法によって計算した損金算入限度額に対して、それぞれ次の割合を乗じて算出した金額を損金算入限度額とすることになりました。

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
5/6	4/6	3/6	2/6	1/6

賞与引当金の廃止に伴い、賞与については原則として支払日の属する事業年度での損金算入が要求されます。

ただし、事業年度末までに支給する賞与の額が受給者に通知され、その後すみやかに（１カ月以内が限度）支払われるものであること等の要件に該当するものについてだけは、未払費用として損金算入することが認められることになります。